

◎新潟県告示第1222号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和6年11月15日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
梶原 哲郎	内科	長岡保養園	長岡市町田町 575番地	R 6 . 8 . 31
小林 一	整形外科	小林整形外科医院	小千谷市若葉3 丁目97-1	R 6 . 9 . 9
犬飼 友哉	整形外科	新潟手の外科研究所 病院	北蒲原郡聖籠町 諏訪山997番地	R 6 . 10 . 1
竹山 文雄	整形外科	竹山整形外科	長岡市東宮内町 3407-6	R 6 . 10 . 10